

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目	概況書 要否 別表等	青色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	事業種目	期末現在の 出資金額	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日
フリガナ 法人名	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
フリガナ 代表者 自署押印	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益繰上再編成に係る移転資産等の明細書 固定資産目録、明細書、写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	添付書類	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
代表者 住所	添付書類	添付書類	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分

平成 年 月 日  
 平成 年 月 日

事業年度分の

別表等要否  
 要  否

申告書  
 税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の」) 1	十億 百万 千 円 0 0 0	この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (38) 17	十億 百万 千 円 0 0 0
特例税率適用外所得金額 2	0 0 0	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額 18	外 0 0 0
特例税率適用所得金額 3	0 0 0	計 (17)+(18) 19	外 0 0 0
上記外所得金額 (1) 4	0 0 0	この申告が修正申告である場合 この申告額又は欠損金額 課税土地譲渡利益金額 法人税額 20 21 22	外 0 0 0
法人税額 (2)又は(4)の22%相当額 5	0 0 0	還付金額 23	外 0 0 0
(3)の26%相当額 6	0 0 0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)(23)又は(23)(19)) 24	外 0 0 0
法人税額の特別控除額 (別表六「11」・別表六「18」・別表六「19」・別表六「20」・別表六「21」・別表六「22」・別表六「23」・別表六「24」・別表六「25」・別表六「26」・別表六「27」・別表六「28」・別表六「29」・別表六「30」・別表六「31」・別表六「32」) 8	0 0 0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「1」の計)+(別表七「2」「11」・「22」又は「31」) 25	0 0 0
差引法人税額 (7)-(8) 9	0 0 0	翌期へ繰越す欠損金又は災害損失金 (別表七「1」の3の合計) 26	0 0 0
リース特別控除戻税額 (別表六「30」・別表六「31」・別表六「32」・別表六「33」・別表六「34」) 10	0 0 0	この申告の告知がある申告修場前正合の 欠損金又は災害損失金 27 28	0 0 0
課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」・別表三「25」・別表三「26」・別表三「27」) 11	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「27」) 29	0 0 0
同上に対する税額 (29)+(30)+(31)+(32) 12	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「28」) 30	0 0 0
法人税額計 (9)+(10)+(12) 13	0 0 0	利益の配当(剰余金の分配)の金額 39	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 14	0 0 0	利益又は剰余金処分による賞与の額 40	0 0 0
控除税額 (((13)-(14))×36)のうち少ない金額 15	0 0 0	決算確定の日 平成 年 月 日	0 0 0
差引この申告により納付すべき法人税額 (13)-(14)-(15) 16	0 0 0	還付を受けるようとする金融機関等 銀行 支店 預金 郵便局 口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合) 税務署処理欄	0 0 0
土地譲渡税額 (別表三「27」) 29	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「23」) 31	0 0 0
土地譲渡税額 (別表三「28」) 30	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「15」) 32	0 0 0
所得税の額 (別表六「1」の「」) 33	0 0 0	利益の配当(剰余金の分配)の金額 39	0 0 0
みなし配当の25%相当額 (別表六「1」の「23の計」) 34	0 0 0	利益又は剰余金処分による賞与の額 40	0 0 0
外国税額 (別表六「2」の「21」) 35	0 0 0	決算確定の日 平成 年 月 日	0 0 0
計 (33)+(34)+(35) 36	0 0 0	還付を受けるようとする金融機関等 銀行 支店 預金 郵便局 口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合) 税務署処理欄	0 0 0
控除した金額 (15) 37	0 0 0	還付を受けるようとする金融機関等 銀行 支店 預金 郵便局 口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合) 税務署処理欄	0 0 0
控除しきれなかった金額 (36)-(37) 38	0 0 0	還付を受けるようとする金融機関等 銀行 支店 預金 郵便局 口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合) 税務署処理欄	0 0 0

法 0301-0102

税理士  
 署名押印